

預託を受けた担保の運用方針について

2014年2月24日

2014年11月11日改正

2024年4月1日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、当社の行う清算業務に関し預託を受けた担保の運用方針について以下のとおり定め、本方針に基づき担保の運用を行うものとします。

1. 運用を行う担保及び運用規模

(1) 当社が預託を受けた以下の担保のうち、金銭により預託を受けたものについて、運用を行います^{1,2}。

- a CDS清算業務に係る当初証拠金、破綻時証拠金及びCDS清算基金
- b 金利スワップ取引清算業務に係る当初証拠金、破綻時証拠金及び金利スワップ清算基金
- c 証券取引等清算事業の取引証拠金、清算基金、決済促進担保金及び売買証拠金

(2) 前号a及びbについては、毎当社営業日において、清算参加者からの返戻申告が行われた額を控除した残額の、前号cについては、清算参加者への返戻申告に備えた額を控除した残額の運用を行います。

2. 運用方法

(1) 前項第1号a及びbについては、清算参加者からの返戻申告に備えた額については、一定の信用力を有する信託銀行³（以下単に「信託銀行」といいます。）への普通預金により運用を行います。また、返戻申告に備えた額を控除した残額については、日本国債を担保とする金融機関に対する有担保によるコール資金の貸付（翌日物）若しくはリバースレポ取引、信託銀行への銀行勘定に対する貸付若しくは定期預金又は国債証券への投資により運用を行います⁴。

¹ a及びbについては、信託銀行への金銭信託により管理されているものについて運用を行います。

² cについては、現在運用を停止しています。なお、運用再開時期や運用再開時の運用方針などは、今後の政策金利の推移等を踏まえつつ検討してまいります。

³ 信用格付業者（金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいいます。）又はその特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。）のうちいずれかから、長期の債務を履行する能力に係る格付けを取得している信託銀行のうち、最も低い格付けがBBB一格を下回っておらず、信用状態、財務状態又は信託事務を遂行する態勢が著しく悪化していない信託銀行を指します。

⁴ 上記にかかわらず、U. S. Commodity Exchange Act に規定された Futures Commission Merchant である清算参加者が清算受託契約を締結している清算委託者が預託している担保については、CFTC Regulation 1.49 に基づき担保が信託されている信託銀行における普通預金

(2) 前項第1号cについては、原則として、日本国債を担保とする金融機関に対する有担保によるコール資金の貸付（翌日物）により運用を行います。ただし、当該コール資金の貸付による運用ができない100万円未満の金銭その他の金銭については、信託銀行への銀行勘定に対する貸付又は普通預金により運用を行います。

以 上

により運用を行います。